このたび、北海道建築指導センターでは「センター倶楽部ほっかいどう」を設立しました。 道内の住宅関連事業者の皆様におかれましては、ぜひ入会をご検討ください。

「センター倶楽部ほっかいどう」◎

入会金 年会費 無料





「センター倶楽部ほっかいどう」は、会員の皆様とともに 道内において質の高い住宅の供給を促進する団体です。 会費や入会金は一切いただきません。

入会を希望する方は「<u>入会申込書</u>」にご記入いただき、 下記事務局に提出してください。入会申込の流れ

■「センター倶楽部ほっかいどう」会員の要件

- 会の趣旨に賛同する者
- 道内に事業所又は道内で事業を行う住宅関連事業者
- ・まもりすまい保険を利用する場合は、会が定める設計施工基準を遵守し、 住宅の品質の確保・向上に努めること。

■会員の皆様への特典

- 住宅建築に関する各種情報提供を受けられます。
- 研修会、セミナー等への案内・参加することができます。
- まもりすまい保険の団体割引が適用になります。(※)

(品質管理基準に適合する住宅が対象です。「品質管理基準適合確認申込書」 手続きの流れ)

※住宅保証機構(株)の認定団体の認可を受けるため、申請手続きを進めており、認定日以降適用 となります。

■認定住宅の要件

- ①まもりすまい保険の届出事業者であること
- ②住宅保証機構の「設計施工基準」への適合
- ③上記に加えて品質管理基準に適合すること

【センター倶楽部ほっかいどう認定住宅の要件】

- 住宅の種別: 一戸建住宅、共同住宅等 工事種別: 新築
- ・住宅の構造:木造、RC・SRC造
 - ※木造の場合、通気構法及び基礎の高さ 400mm以上
 - ※RC・SRC造の場合、コンクリートの品質、鉄筋の最小かぶり厚さ等の当会の 基準があります。

センター倶楽部ほっかいどう事務局

〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1 札幌北三条ビル8階

一般財団法人北海道建築指導センター内

TEL:011-271-9980 FAX:011-271-9985

http://www.hokkaido-ksc.or.jp

■団体認定住宅として認められた住宅の保険料の割引事例

●一戸建住宅の料金事例

【基本契約:住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)、保険料 2000 万円、中小企業者コース、2 階建】

	1	2	3	1)+3=4	2+3=5	4-5
延床面積	標準保険料	団体の	検査料	標準保険	団体の割引	標準保険料
		割引保険料	(配筋+躯体検査)	料等合計	保険料等	等との差額
100 ㎡未満	42,820	33,220	20,740	63,560	53,960	-9,600
100 ㎡以上						
125 ㎡未満	46,250	35,280	23,980	70,230	59,260	-10,970
125 ㎡以上						
150 ㎡未満	53,180	39,440	30,460	83,640	69,900	-13,740

●共同住宅の保険料金事例【中小企業者コース、住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)】

	(1)	2	1) -2
住戸面積	標準料金	団体の	標準保険料
		割引保険料	との差額
40 ㎡未満	23,500	21,830	-1,670
40 ㎡以上			
55 ㎡未満	28,790	27,120	-1,670
55㎡以上			
70 ㎡未満	34,220	31,670	-2,550
70 ㎡以上			
85 ㎡未満	38,320	35,290	-3,030
85 ㎡以上			
130 ㎡未満	42,580	38,490	-4,090

	住宅の検査料	(1	回あたり`
- 거미	住七の快宜科		凹めだり

500 ㎡未満	
耐火建築物以外	21,070
500 ㎡未満	
耐火建築物	28,080
500 ㎡以上	
2000 ㎡未満	33,480
2000 ㎡以上	
10000 ㎡未満	57,240
10000 ㎡以上	98,280

●多戸数割引

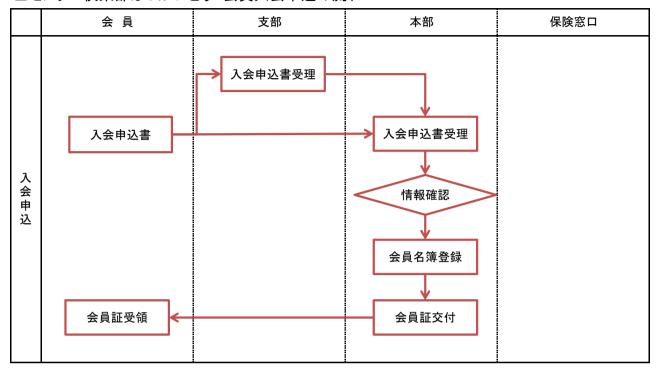
①保険料は、1 棟の保険申込戸数が50 戸超の場合、 50 戸超の部分に対して戸あたり2000 円割引 ②団体利用の場合、1棟の付保住宅戸数が20戸以上の場合、保険申込住宅戸あたり1000円引

●届出事業者様の年間保険契約戸数及び損害率に応じて保険料が割引・割増されます。

認定住宅の適合確認事務については、センター事務局又は下記の支部で取り扱います。

【釧路支部】(一社)釧路地方建築協会内 電話(0154)42-4494 FAX(0154)43-2366 【函館支部】函館建築工業協同組合内 電話(0138)54-2050 FAX(0138)54-3382 【帯広支部】帯広建築工業協同組合内 電話(0155)22-1960 FAX(0155)22-1975 【旭川支部】(一社)旭川建築協会内 電話(0166)25-4033 FAX(0166)-26-3865 【室蘭支部】胆振建設協同組合内 電話(0143)44-6844 FAX(0143)44-8872 【北見支部】北見地方建設事業協同組合内 電話(0157)31-5288 FAX(0157)31-2088 【小樽支部】小樽建築技能協同組合内 電話(0134)23-8901 FAX(0134)22-0746

■センター倶楽部ほっかいどう 会員入会申込の流れ



申込日 : 平成 年 月 日

センター倶楽部ほっかいどう 入会申込書

一般財団法人北海道建築指導センターが主宰する「センター倶楽部ほっかいどう」への入会を申込みます。

申込者名

及び 代表者の氏名		
所 在 地	⊩	
電話番号		
FAX番号		
E-mail	@	
担当者名		
業態	□建設業者 □宅建業者 □設計事務所	
※該当するものに☑印を 付けてください	口その他()
まもりすまい保険 事業者登録番号	新築:	
⇒来日 豆 少水田 〜 ※まもりすまい保険の登録事業者で 団体割引を利用する場合に記入	リフォーム :	
※事務局使用欄		
		受付印
会員番号		

センター倶楽部ほっかいどう規約

(目 的)

第1条

北海道における住宅の品質の向上を図るため、センター倶楽部ほっかいどう(以下「当団体」という。)を設置し、会員に対して住宅建築に関する各種情報提供を行うことにより、住宅事業者等の健全な発展を促進するとともに消費者の保護に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第2条 当団体は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - ー 会員に対する各種情報の提供に関する事業
 - 二 会員に対する研修会等に関する事業
 - 三 住宅の品質確保のための適合性確認及び普及に関する事業
 - 四 関係各機関との連絡調整
 - 五 その他当団体の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第3条 当団体は、札幌市中央区北3条西3丁目1 札幌北三条ビル8階に事務局を設置する。 2 前条第四号の事業を円滑に推進するため、道内の一般事務機関内に支部を置くこととする。

(会員の資格等)

- 第4条 当団体の会員は、次のいずれかに該当する者をもって構成する。
 - ー 本規約の目的に賛同する者
 - 二 北海道内に事業所又は北海道内で事業を行う住宅関連事業者
- 2 まもりすまい保険を利用する場合は、別に定める設計施工基準を遵守し、住宅の品質の確保・向上に努めなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第5条 会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。
 - 一 当団体の名誉を著しく毀損したとき
 - 二 団体が消滅したとき

(役員)

第6条

団体に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

(役員の職務)

- 第7条 会長は、当団体を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあったときは、その会務を代理する。

(定例会)

- 第8条 定例会は、毎事業年度一回開催する。
 - 2 定例会は会長が招集する。
 - 3 定例会の議長は会長が行う。

(事業報告)

- 第9条 当団体は、事業年度ごとに、次の事項を報告する。
 - ー 規約の改廃
 - 二事業計画
 - 三 事業報告
 - 四 その他会長が必要と認める事項

(事業年度)

第10条 当団体の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

(会費)

第11条 当団体の会費は無料とする。

(個人情報の取扱い)

第12条 個人情報の取扱いは、別に定める個人情報保護規定によるものとする。

付則

この規約は、平成26年9月12日から施行する。

センター倶楽部ほっかいどう認定住宅 設計施工基準

平成26年9月12日

第1章 総則

(目的)

第1条 本基準は、センター倶楽部ほっかいどうが良質な住宅を推進するため、センター倶楽部ほっかいどう認定住宅(以下「認定住宅」という。)として、瑕疵担保責任保険の申込みを行う住宅の設計施工に関する技術的な基準を定めることを目的とする。

(関係規定)

第2条 認定住宅は、本基準に定めるものの他、建築基準法その他の建築関係法令 及び住宅保証機構㈱が定める設計施工基準の定めによる。

(本基準により難い事項)

第3条 特殊な建築材料、構造方法を用いる住宅で、本基準の一部の条項によりが たい部分がある場合において、住宅保証機構㈱の確認を受けたときは、当該部 分については本基準の当該条項を適用しないことができる。

第2章 木造住宅

(基本事項)

第4条 外壁を通気構法(壁体内に通気層を設けた構造)とし、第5条に適合する。 (基礎)

第5条 基礎の立ち上がり部分の高さは、地上部分で40cm以上とする。

第3章 鉄筋コンクリート造住宅

(水セメント比)

第6条 コンクリートの水セメント比は55%以下とする。

(コンクリートの品質等)

第7条 使用するセメント及びコンクリートは、次の各号に定める耐久性上支障の

ない品質等であること。

- (1) 鉄筋コンクリート造の部分に使用するセメントは、ポルトランドセメント、 フライアッシュセメント又は高炉セメントであること。
- (2) コンクリートの品質は、次のイからハまでの基準に適合すること。
 - イ コンクリート強度が33N/mm未満の場合にあってはスランプが18cm以下であること。コンクリート強度が33N/mmが以上の場合にあってはスランプが21cm以下であること。ただし、これらと同等の材料分離抵抗を有するものにあっては、この限りでない。
 - ロ コンクリート中の単位水量が185kg/m以下であること。
 - ハ 日最低気温の平滑平年値の年間極値が0℃を下回らない地域以外の地域 にあっては、コンクリート中の空気量が4%から6%までであること。

センター俱楽部ほっかいどう認定住宅確認シート(任意提出)

まもりすまい保険設計施工基準に加え、下記に適合する設計としてください。

記	入	日	平成	年 .	月	物	件	名	
			日						
事	業者	3 名				担	当	者	
物化	牛所で	主地							

≪木造≫の場合

■基礎高 400 mm+外壁通気構法とするタイプ

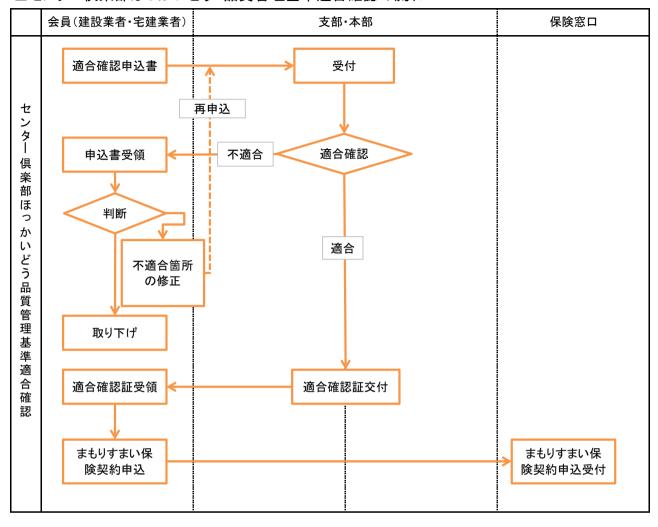
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
基礎高さ	□ G L +400 mm以上(品質管理基準第5条)
外壁通気工法	□ 外壁通気構法

≪RC・SRC 造≫の場合

■コンクリートの品質等

部 位	仕 様
使用するセメント	ロポルトランドセメント(日本工業規格 R5210)
(右記のいずれか)	□フライアッシュセメント(日本工業規格 R5213)
	□高炉セメント(日本工業規格 R5211)
コンクリートの水セメント比	□55%以下
コンクリートのスランプ	□コンクリート強度が 33N╱mnᢥ未満:18cm 以下
(右記のいずれか)	□コンクリート強度が 33N╱mポ以上:21cm 以下
コンクリートの単位水量	□185kg/㎡以下
コンクリート中の空気量	□4%~6%
	(※日最低気温の平滑平均値の年間極値が 0℃を下回る場
	合)

■センター倶楽部ほっかいどう 品質管理基準適合確認の流れ



センター倶楽部ほっかいどう 品質管理基準適合確認申込書兼適合確認証

下記の住宅について、「センター倶楽部ほっかいどう」が定める認定住宅の設計施工基準適合確認の申請をいたします。

	記	受付本部•支部受付日
事業者名 :	●●工務店 (※申込時に記入してください)	
会員番号 : 	••••	
現場所在地:	●●市●●町●●番地● (※申込時に記入してください)	

申請住宅が、当団体が定める設計施工基準の 品質管理基準に適合することを確認いたしまし た。

適合確認受付番号: * - **

₹060-0003

札幌市中央区北3条西3丁目1番地

センター倶楽部ほっかいどう

会長 山田 博人

3

保険契約申込受付番号 : ******